

3

予算、収支計画及び資金計画

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3.業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

(1) 予算

(単位：百万円)

区 分	一般勘定	治水勘定	道路整備勘定	総 計
収入	54,210	2,874	2,773	59,857
運営費交付金	36,237	2,655	2,423	41,314
施設整備費補助金	2,829	219	350	3,398
受託収入	14,764			14,764
施設利用料等収入	381			381
支出	54,210	2,874	2,773	59,857
業務経費	15,508	1,718	1,919	19,145
施設整備費	2,829	219	350	3,398
受託経費	14,334			14,334
人件費	18,541	836	400	19,777
一般管理費	2,998	101	104	3,203

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

期間中総額16,768百万円を支出する。

但し、上記の額は、総人件費改革における削減対象としている人件費の範囲（法人の常勤役員及び常勤職員に対し、各年度中に支給する報酬、賞与、その他の手当の合計額のうち、退職手当、福利厚生費、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた額）の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金 = 人件費 + 一般管理費 + 業務経費 - 自己収入

1. 人件費 = 当年度人件費相当額 + 前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額 = 基準給与総額 ± 新陳代謝所要額 + 退職手当所要額

(イ) 基準給与総額

18年度・・・所要額を積み上げ積算

19年度以降・・・前年度人件費相当額 - 前年度退職手当所要額

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分 + 前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額 -

前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等（19年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ a ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度研究経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ a ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費（移管に伴う経費は、平成21年度の算定上、前年度所要額計上経費とはしない。）

特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ a ）：

平成18年度は対前年度0.97。

平成19年度以降は対前年度0.97として推計。

業務経費の効率化係数（ β ）：

<平成18～19年度>

（一般勘定）平成18年度は対前年度0.98。

平成19年度以降は対前年度0.98として推計。

（治水勘定及び道路整備勘定）平成18年度は対前年度0.99。

平成19年度以降は対前年度0.99として推計。

<20年度以降>

対前年度0.98として推計

消費者物価指数（ γ ）：

平成18年度は対前年度0.999。

平成19年度以降は対前年度1.00として推計。

政策係数（ δ ）：

平成18年度は対前年度一般勘定1.031、治水勘定0.901、道路整備勘定0.901。

平成19年度以降は対前年度1.00として推計。

人件費（2）前年度給与改定分等：

中期計画期間中は0として推計。

特殊要因：

中期計画期間中は0として推計。

（2）収支計画

（単位：百万円）

区 分	一般勘定	治水勘定	道路整備勘定	総 計
費用の部	51,797	2,704	2,503	57,005
経常費用	51,797	2,704	2,503	57,005
研究業務費	29,030	2,128	2,126	33,284
受託業務費	14,334			14,334
一般管理費	8,018	527	296	8,841
減価償却費	415	50	81	546
収益の部	51,797	2,704	2,503	57,005
運営費交付金収益	36,237	2,655	2,423	41,314
施設利用料等収入	381			381
受託収入	14,764			14,764
資産見返負債戻入	415	50	81	546
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[注記] 退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定。

(3) 資金計画

(単位：百万円)

区 分	一般勘定	治水勘定	道路整備勘定	総 計
資金支出	54,210	2,874	2,773	59,857
業務活動による支出	51,382	2,655	2,423	56,459
投資活動による支出	2,829	219	350	3,398
資金収入	54,210	2,874	2,773	59,857
業務活動による収入	51,382	2,655	2,423	56,459
運営費交付金による収入	36,237	2,655	2,423	41,314
施設利用料等収入	381			381
受託収入	14,764			14,764
投資活動による収入	2,829	219	350	3,398
施設費による収入	2,829	219	350	3,398

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

年度計画

- (1) 予 算 (別表-1のとおり)
- (2) 収支計画 (別表-2のとおり)
- (3) 資金計画 (別表-3のとおり)

■ 年度計画における目標設定の考え方

予算、収支計画、資金計画について別表-1～3のとおり計画し、これを適正に実施することとした。

■ 平成 20 年度における取り組み

- (1) 予 算 (別表-1のとおり)
- (2) 収支計画 (別表-2のとおり)
- (3) 資金計画 (別表-3のとおり)

(1) 予算

別表－1

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B-A)
収入	13,215	10,943	△ 2,272
運営費交付金	9,492	9,492	0
施設整備費補助金	730	738	8
受託収入	2,917	592	△ 2,325
施設利用料等収入	76	105	29
その他事業収入	－	8	8
寄附金収入	－	5	5
雑収入	－	4	4
支出	13,215	10,545	△ 2,669
業務経費	4,616	4,557	△ 59
施設整備費	730	739	9
受託経費	2,832	578	△ 2,254
人件費	4,380	4,091	△ 289
一般管理費	658	581	△ 77

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

○計画に対する実績額の増減理由

【施設整備費補助金、施設整備費】

前年度からの繰越（建設機械屋外実験場整備）による増。

【受託収入、受託経費】

受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。

【施設利用料等収入】

主に財産賃貸収入が予定を上回ったことによる増。

【その他事業収入】

科学研究費補助金間接費収入等があったことによる増。

【寄附金収入】

寄附があったことによる増。

【雑収入】

古紙類売り払い等があったことによる増。

【業務経費】

前年度からの繰越による増及び翌年度への繰越による減。

【人件費】

支給実績が予定を下回ったことによる減。

【一般管理費】

主に受託収入に係る一般管理費の減少による減。

(2) 収支計画

別表－2

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B-A)
費用の部	12,665	9,739	△ 2,926
経常費用	12,665	9,739	△ 2,926
研究業務費	7,852	7,231	△ 621
受託業務費	2,832	578	△ 2,254
一般管理費	1,801	1,644	△ 157
減価償却費	180	268	88
その他経常費用	－	18	18
収益の部	12,665	9,744	△ 2,921
運営費交付金収益	9,492	8,749	△ 743
施設利用料等収入	76	105	29
その他事業収入	－	8	8
受託収入	2,917	606	△ 2,311
施設費収益	－	28	28
寄附金収益	－	4	4
資産見返負債戻入	180	238	58
その他収益	－	6	6
純利益	0	6	6
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	6	6

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

○計画に対する実績額の増減理由

【研究業務費、運営費交付金収益】

主に資産を取得したことにより費用が発生しなかったことによる減。

【受託業務費、受託収入】

受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。

【一般管理費】

受託研究等に係る一般管理費の減少による減。

【減価償却費、資産見返負債戻入】

運営費交付金で取得した資産の減価償却費等による増。

【その他経常経費、施設費収益】

施設整備費補助金で整備した施設における既存施設の撤去費用が発生したことなどによる増。

【施設利用料等収入】

主に財産賃貸収入が予定を上回ったことによる増。

【その他事業収入】

主に科学研究費補助金間接費収入があったことによる増。

【寄附金収益】

寄附があったことによる増。

【その他収益】

主に備品の寄附を受けたことによる物品受贈益があったことによる増。

【純利益、総利益】

主に施設利用料等収入の増加により得た利益。

なお、目的積立金の申請については、施設利用料等収入により生じた利益が前年度利益を下回ったため、申請を行っておりません。

(3) 資金計画

別表－3

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B-A)
資金支出	13,215	12,516	△ 699
業務活動による支出	12,485	9,446	△ 3,040
投資活動による支出	730	672	△ 58
財務活動による支出	－	34	34
翌年度への繰越	－	2,365	2,365
資金収入	13,215	12,521	△ 694
業務活動による収入	12,485	10,843	△ 1,642
運営費交付金による収入	9,492	9,492	0
施設利用料等収入	76	122	46
受託収入	2,917	1,195	△ 1,722
寄附金収入	－	5	5
その他の収入	－	28	28
投資活動による収入	730	295	△ 435
施設費による収入	730	295	△ 435
前年度からの繰越金	－	1,383	1,383

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

○計画に対する実績額の増減理由

【業務活動による支出、受託収入】

受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。

【投資活動による支出】

施設費の未払による減。

【財務活動による支出】

ファイナンスリースにおける債務の返済による増。

【施設利用料等収入】

主に財産賃貸収入が予定を上回ったことによる増。

【寄附金収入】

寄附があったことによる増。

【業務活動による収入のうちその他の収入】

主に科学研究費補助金収入等があったことによる増。

【施設費による収入】

施設整備費補助金の精算交付が翌年度（4月）になったことによる減。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度以降も、受託収入及び施設利用料等収入等の変動及びそれに関連した支出の変動はあるが、予算をもとに計画的に執行することとしており、中期計画に掲げる目標は達成できるものと考えている。

4

短期借入金の限度額

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3.業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,100百万円とする。

年度計画

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,100百万円とする。

■年度計画における目標設定の考え方

資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、中期計画に定めた額と同様に1,100百万円とし、予見し難い事故等に限ることとした。

■平成20年度における取り組み

20年度は、法人にとっての予見し難い事故等の発生がなかったため、短期借入金を行わなかった。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度以降も、予見し難い事故等の事由により資金不足が生じた場合に対処するための短期借入金の限度額を、中期計画に掲げる額と同額を設定する見込みである。

5

重要な財産の処分等に関する計画

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3.業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

中期目標期間に所定の目的を達成し、完了する研究に係る重要な財産については、必要に応じ適正な処分等を図るものとする。

年度計画

なし。

■年度計画における目標設定の考え方

20年度における、重要な財産の処分等の予定はない。

■平成20年度における取り組み

20年度においては、重要な財産の処分等を行わなかった。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度以降も、所定の目的を達成し、完了する研究に係る重要な財産については、独立行政法人整理合理化計画にもとづき、必要に応じ適正な処分等を図るものとする。

(参考)

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において土木研究所について講ずべき措置のうち「支部・事業所等の見直し」が、次の通り示されている。

- ・中期計画達成状況を平成22年度までに明らかにした上で、別海実験場及び湧別実験場を廃止する。
- ・平成21年度に朝霧環境材料観測施設について、敷地利用の集約化を図った上で、一部廃止する。

6

剰余金の使途

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3.業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用する。

年度計画

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用する。

■年度計画における目標設定の考え方

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及のために使用することとした。

■平成 20 年度における取り組み

18年度の利益処分にかかる「研究開発及び研究基盤整備等積立金」は、国土交通大臣から平成19年10月10日付けで44,949,026円の承認を受けた。20年度においては、当該積立金の使用実績は無いが、今後、研究基盤整備等に積極的に活用することとしている。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

中期目標期間中に発生した剰余金については、剰余金の金額を勘案しながら研究基盤整備等に積極的に活用することにより、中期目標は達成可能であると考えている。

7

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

中期目標

施設・設備については、3.(4)により効果的な利用を図るほか、業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し得るよう、適切な維持管理に努めること。

中期計画

中期目標期間中に実施する主な施設整備・更新及び改修は別表-14のとおりとする。

施設整備等の内容	予定額 (百万円)	財源
・電力関連設備改修 ・給排水関連設備改修 ・屋根、外壁、内装等改修 ・その他土木技術に関する調査、試験、研究及び 開発並びに指導及び成果の普及等の推進に必要な 施設・設備の整備	総額 (内訳) 3,398 (2,829) (219) (350)	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助(金) (一般会計) (治水特別会計) (道路整備特別会計)

年度計画

本年度に実施する主な施設整備・更新及び改修は別表-16のとおりとする。

内容	予定額 (百万円)	財源
1. 新規整備・更新		
1) 水利施設の耐寒実験施設	30	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助金(一般会計)
2) 河川生態実験設備整備	25	
新規整備・更新計	55	
2. 改修		
1) 三次元大型振動台設備改修	30	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助金(一般会計)
2) 大型動的遠心力载荷試験装置改修	56	
3) 盛土実験施設改修	21	
4) 平面水槽津波対応実験施設改修	48	
5) 模型地盤の载荷時画像計測設備改修	27	
6) 寒地土木研究所庁舎改修	250	
7) ダム水理実験施設実験設備改修	78	
8) 部材耐震強度実験施設改修	128	
9) 構造力学実験施設(輪荷重走行試験機)改修	36	
改修計	675	
合計	730	

■年度計画における目標設定の考え方

研究業務等の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を行う。

■平成 20 年度における取り組み

1. 施設整備・更新及び改修

20年度は、表-7.1.1に示すとおり実験施設・管理棟の改修等を実施した。写真-7.1.1～写真-7.1.3にその主なものを示す。

表-7.1.1 20年度に改修等を実施した実験施設一覧

施設名（事業名）		実施（契約）金額 （千円）
①	水利施設の耐寒実験施設	33,146
②	河川生態実験設備整備	31,028
③	三次元大型振動台設備改修	34,734
④	大型動的遠心力载荷試験装置改修	40,950
⑤	盛土実験施設改修	16,671
⑥	平面水槽津波対応実験施設改修	52,290
⑦	模型地盤の载荷時画像計測設備改修	27,300
⑧	寒地土木研究所庁舎等改修	242,849
⑨	ダム水理実験施設実験設備改修	66,150
⑩	部材耐震強度実験施設改修	138,096
⑪	構造力学実験施設（輪荷重走行試験機）改修	45,308
合 計		728,522

※上記の他、19年度当初予算から建設機械屋外実験場整備（12,583千円）を建築基準法改正のため繰り越して実施した。また、20年度補正予算分の三次元大型振動台改修（59,987千円）は、21年度に繰り越して完成する予定である。



規則波、不規則波、孤立波などを発生させ平面実験を行う実験施設。造波装置が経年的に劣化したため改修を行い、機能改善を図った。

写真-7.1.1 平面水槽津波対応実験施設改修



底生生物と物理環境（水質・底質・流速）の関係などの実験を行う実験設備（実験水路・温度調整設備）

写真-7.1.2 河川生態実験設備整備



「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づくトップランナー基準値を上回るトランスを導入した受変電設備である。

写真-7.1.3 部材耐震強度実験施設受変電設備改修

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

20年度は、適切な予算管理下で、施設の計画的な整備を行うことができた。
次年度以降も同様に計画的な施設整備を行うことにより、中期目標は達成可能と考えている。

(2) 人事に関する計画

中期目標

非公務員化を踏まえ、高度な研究業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

また、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に貢献するという使命を果たすため、行政との人事交流を的確に行うこと。

なお、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うこと。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めること。

中期計画

非公務員化を踏まえ、人材の確保については、国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用、公募による博士号取得者等を対象とした選考採用や関係省、大学、民間を含む研究等を実施する機関との人事交流、任期付き研究員の採用を図ることとするが、非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化に努める。

加えて、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。

なお、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、本中期目標期間中、毎年度1%以上の削減を行う。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

年度計画

職員の採用については、長期的な観点から必要な人材の確保を図るため、国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用に努める。ただし、非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化に努める。また、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。

なお、人件費（退職手当及び北海道開発局からの業務の移管に伴う人件費等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度（平成17年度）予算を基準として、3%相当を削減する。

■年度計画における目標設定の考え方

中期目標・中期計画に基づき、高度な研究業務の推進のため必要な人材の確保を図るとともに、良質な社会資本整備及び北海道開発の推進に貢献するという使命を果たすため国土交通省等との計画的な人事交流を行うこととした。

なお、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえた削減を実施するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとした。

■平成 20 年度における取り組み

1. 必要な人材の確保

1.1 新規職員の採用

研究所の重点分野、今後の研究ニーズ等を勘案し、研究所が必要とする優秀な人材を計画的に採用するため、国家公務員 I 種試験合格者や博士号取得者を対象とした公募を行っている。20 年度においては、博士号取得者から研究職員 1 名を採用した。

1.2 任期付研究員の採用

20 年度においては、表-7.2.1 に示す通り、2 名の専門技術者等を任期付研究員として採用し、研究担当チームに配属した。これらの者を含め、20 年度末現在任期付研究員の数は 9 名となる。

表-7.2.1 20年度に採用した任期付研究員一覧

研究課題	担当グループ・チーム
冷水性魚類の生息環境保全に関する研究	寒地水圏研究グループ水環境保全チーム
寒冷地における臨海施設の越波対策に関する研究	寒地水圏研究グループ寒冷沿岸域チーム

1.3 専門研究員の雇用

調査研究業務を効率的かつ効果的に推進するため、表-7.2.2 に示す通り、20 年度には新たに専門研究員 2 名を雇用した。これらの者を含め、20 年度末現在の専門研究員の数は 22 名である。

専門研究員は、限られた期間内に緊急かつ重点的に実施する必要が生じた課題での調査研究業務の実施や、研究所の職員が専門としない異分野における調査研究業務の実施において、効率的かつ効果的な調査研究業務の推進が期待できる場合に、最大 5 年間または当該研究課題の期間のうち短い方を上限として雇用するものである。

専門研究員による調査研究業務の質的な向上を図るには、より高度な専門性を有する人材を確保することが不可欠である。そのため、20 年度は日額単価を改定し、専門研究員の待遇等の改善を行った。また、19 年度に引続き、超過勤務手当・住居手当等の支給や就業時間のフレックスタイム制の適用等については職員と同様の待遇としている。

表-7.2.2 20年度に採用した専門研究員一覧

研究課題	担当チーム	期 間
強震時の変形性能を考慮した河川構造物の耐震補強技術に関する調査	土質・振動	3年間
水・物質動態と河川生態系の関連性解明	河川生態	3年間

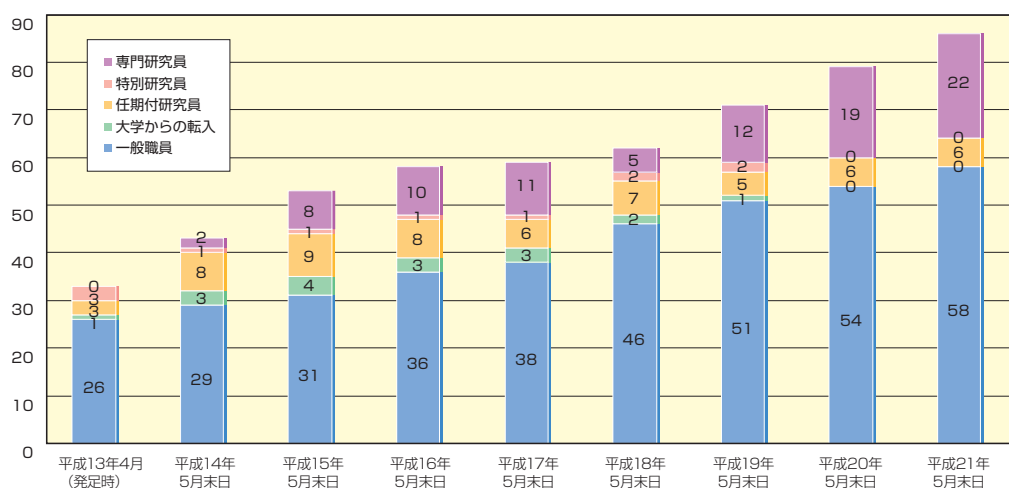
2. 職員の資質向上

研究所の職員の資質向上に資するため、研修計画を策定し、研究所自ら英会話研修、研究資質向上研修、管理者研修等を実施し、積極的に受講させるとともに、行政ニーズに的確に対応した研究活動実現のため、国土交通省等が実施する外部の研修についても職員を参加させた。

また、発表経験の少ない若手研究者が学会等を想定したプレゼンテーションを行うことにより発表技術の向上を目指すとともに、発表者以外の聴講する職員においても、適切なディスカッションを経験させるため、若手研究発表会を実施した。20年度は18名の若手研究者が発表を行い、過去最大の規模となった。

さらに、資質向上の一環として、学位の取得を重視し、職員の自発的な取り組みのほか、系統的・継続的な研究課題の設定、査読付き論文の積極的な投稿に向けた指導等を行うとともに、14年度に「大学院（社会人）博士後期課程進学助成規程」を制定し、一部若手研究員の学位取得の助成を実施（20年度は2名が進学）することなど、研究所としても学位取得を支援している。

20年度は7名の職員が博士の学位を新たに取得し、平成21年5月末日時点での博士号保有者は86名となった（図－7.2.1）。



図－7.2.1 博士号保有者の推移

3. 人件費

3.1 人件費の削減

人件費（退職手当及び北海道開発局からの業務の移管に伴う人件費等を除く。）については、前中期目標期間の最終年度（17年度）の予算を基準として3%相当を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを行った。

3.2 給与水準の適正化

研究所の給与制度は国の職員に適用される給与法の俸給表、手当などについて同様な内容としていることから、給与水準は適正なものとなっている。その指標となるラスパイレス指数は対国家公務員で事務・技術職員 96.4、研究職員 91.9である。

役職員の報酬・給与等については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」（15年9月総務省）に沿ってホームページ上にて公表している（<http://www.pwri.go.jp/jpn/jouhou/jouhou.html>）。

役員報酬は、役員給与規程において、特別手当の支給額を職務実績（独立行政法人評価委員会における業績評価の結果等を勘案）に応じて増額又は減額が可能な制度となっている。

また、職員給与は、職員の勤務成績評価を行い、査定昇給の実施及び業績手当の成績率に反映させている。

3.3 福利厚生費

福利厚生費については、レクリエーション経費について求められる国に準じた予算執行に配慮し、用具、賞品等の購入等を行わず、また、次年度予算要求も行わないこととした。

また、レクリエーション経費以外の福利厚生費については、経済社会情勢の変化を踏まえた事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から、健康診断及び必要最低限の労働安全衛生救急用具等の購入等、真に必要なものに限って予算執行した。

4. 内部統制

4.1 内部統制の体制の整備状況

内部統制に関する監事監査の結果を受けて、より強固な内部統制の体制を構築するため、第三者を委員として委嘱することができる倫理委員会（コンプライアンス委員会）を設置した。また、既存の倫理規程（18年4月）の他に、新たに行動規範を策定し、更に、業務の信頼性及び公正性の確保を図った。

4.2 内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況

倫理規程、内部通報規程、研究上の不正への対応に関する規程、その他関連諸規定を整備し、また、それらの規程を所内ホームページに掲載するとともに、個人情報保護に関する研修会を実施する等、役職員への周知及び意識の高揚を図り、厳正に運用している。

監事監査については、監事監査要項に基づき監事監査計画を作成し、適正に実施している。

4.3 人事評価の実施、業績等の給与への反映状況

中期目標や中期計画に明示されている「研究者の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る」ことを目的とした業務達成度評価を実施している。

4.4 業績・マネジメントに関しての国民への意見募集及び業務運営への反映の状況

過年度の業務実績報告書など、組織・業務・財務に関する基礎的な情報や評価及び監査に関する情報について、ホームページ上での公開を行っている。また、意見・問い合わせ窓口についても掲載し、意見を随時受付けている。

20年度に国民から寄せられた意見はなかった。今後も受け窓口により継続して意見募集を行っていく。

5. 監事監査

20年度に給与水準の適正化及び内部統制について監事監査を行った。
監査結果については、以下のとおり。

1. 給与水準の適正化

独立行政法人整理合理化計画に沿った総人件費の削減は、着実に実行されている。また、給与水準についても、国家公務員又は他の独立行政法人等と比較しても適正であることが認められる。
(略)

2. 内部統制

内部統制に必要な関連規程類については概ね整備されていることが認められるが別紙の事項について留意し、なお一層内部統制の強化に努められたい。

「別紙 内部統制について」

(略) より強固な内部統制の体制を構築するため、行動規範の策定、コンプライアンス委員会等の設置及び外部講師によるコンプライアンスに関する講習会等の実施を検討されたい。

図-7.2.2 監事監査の結果(抜粋)

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

20年度は選考により研究職員を新たに1名採用し、また、任期付研究員も新たに2名採用(年度末で9名在籍)するなど、高度な研究業務の推進のため必要な人材の確保を行った。

これらの者を各研究部門に適正に配置することにより業務運営の効率化を実施した。また、国土交通省等との人事交流についても計画的に実施した。

人件費についても、人員管理の効率化等に努め、中期計画に定めた20年度の削減目標を達成した。次年度以降においても引き続き取り組みを実施することで、中期目標を達成できると考えている。